

令和8年3月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ワ)第70483号 発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴え

口頭弁論終結日 令和8年2月18日

5

判 決

原 告 K D D I 株 式 会 社

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 今 井 和 男

10

山 本 一 生

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士 山 下 大 輝

被 告 有 限 会 社 プ レ ス テ ー ジ

15

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 戸 田 泉

角 地 山 宗 行

主 文

- 1 東京地方裁判所令和5年(発チ)第10145号発信者情報開示命令申立事件について、同裁判所が令和6年9月13日にした別紙決定を認可する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

20

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 東京地方裁判所令和5年(発チ)第10145号発信者情報開示命令申立事件について、同裁判所が令和6年9月13日にした決定を取り消す。
- 2 被告の上記発信者情報開示命令の申立てを却下する。

25

第2 事案の概要等

1 事案の概要

被告は、原告が提供するインターネット接続サービスを介して、ファイル共有ネットワークであるBitTorrent（以下「ビットトレント」と表記する。）を使用して別紙動画目録記載の動画（以下「本件動画」という。）の複製物である電子データが送信され、これにより、被告の著作権（公衆送信権）が侵害されたことが明らかであるとして、原告に対し、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下「法」という。）5条1項に基づき、発信者情報の開示を求める申立てをした。

本件は、原告が、上記申立てを認容した決定に対し、法14条1項に基づき、異議の訴えを提起した事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがなく、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。以下、枝番号のある証拠について枝番号を記載しない場合は、全ての枝番号を含む。）

(1) 当事者

ア 原告は、電気通信事業等を目的とする株式会社である。

イ 被告は、アダルトビデオの制作等を業とする特例有限会社である。

(2) 発信者情報の保有

原告は、別紙発信者情報目録記載の各情報（以下「本件各発信者情報」という。また、本件各発信者情報に係る通信を「本件各通信」といい、本件各通信に係る発信者を「本件各発信者」という。）を保有している（ただし、別紙動画目録（1）記載1の181及び195の各情報（以下、個別の情報については、番号に対応させて、「本件情報1の181」、「本件情報1の195」などという。）が発信者情報に当たるかについては、後記のとおり争いがある。）。

(3) ビットトレントの仕組み（乙2、13）

ビットトレントは、いわゆるP2P形式のファイル共有ネットワークである。

ビットトレントのユーザは、ビットトレントの「クライアントソフト」を自
己の端末にインストールした上で、「トラッカーサイト」と呼ばれるウェブサイ
トにアクセスするなどして、目的のファイルの所在等についての情報が記載さ
れた「トレントファイル」を取得する。クライアントソフトにトレントファイ
5 ルを読み込むと、端末は、「トラッカー」と呼ばれる管理サーバと通信を行い、
ダウンロードしようとするファイルを細分化した「ピース」と呼ばれるデータ
を保有している他の端末のIPアドレスを取得して、同他の端末と接続し、当
該ピースのダウンロードを行う。クライアントソフトは、トレントファイルに
記録された各ピースのハッシュや再構築に必要なデータに基づき、ダウンロー
10 ドした各ピースを完全な状態のファイルに復元する。

目的のファイル（ピース）をダウンロードした端末は、自動的に「トラッカ
ー」に登録され、他の端末からの要求に応じて当該ファイル（ピース）を送信
する。

(4) 被告による調査（乙5、13、15、18ないし21、23ないし26）

15 株式会社HDR（以下「本件調査会社」という。）は、被告の依頼に基づき、
ビットトレントのクライアントソフトにおいて一般的に利用されているライブ
러리であるLibtorrentを用い、ビットトレントを利用した著作権侵
害を検出するためのソフトウェアである「BitTorrent監視システム
ver 2」（以下「本件ソフトウェア」という。）を使用し、本件動画を対象とし
20 て、次の調査をした（以下「本件調査」という。）。

本件調査会社は、①インターネットを介して、本件動画の品番を含むファイ
ルをトラッカーサイトで検索し、当該ファイルについて、別紙動画目録記載の
「ハッシュ」欄記載のハッシュ値を取得し（以下、当該ハッシュ値を有するフ
25 ァイルを「本件ファイル」という。）、②トラッカーに接続し、本件ファイル又
はそのピースを保有しているピアの情報の提供を求め、トラッカーから別紙動
画目録記載のIPアドレス及びポート番号を含むリストを受信し、③本件ソフ

トウェアと当該ピアとの間で通信を行い、当該ピアから本件ファイル又はその
ピースをダウンロードすることが可能であることを通知する通信（UNCHO
KEの通信）を受け、④別紙動画目録記載の発信時刻に、それぞれ当該ピアか
ら本件ファイルのピースをダウンロードし、本件ソフトウェアが動作するコン
5 ピュータのメモリに格納し、⑤本件ソフトウェアが当該ピースをダウンロード
したピアのIPアドレス、ポート番号及び前記発信時刻に係るタイムスタンプ
を記録し、⑥メモリに格納された当該ピースを本件ソフトウェアが動作するコ
ンピュータのハードディスクに保存した。その後、⑦ダウンロードしたピース
について再生試験（以下「本件再生試験」といい、本件再生試験に係る報告書
10 （乙18ないし21）を「再生試験報告書」という。）を行った。

(5) 本件動画に係る被告の著作権等（乙1、9）

被告は、本件動画（正規品）に係る著作権を有する。

(6) 発信者情報開示手続（甲1）

東京地方裁判所は、令和6年9月13日、本件各発信者情報の開示を命ずる
15 決定（令和5年（発チ）第10145号。以下「本件決定」という。）をし、令
和6年9月18日、原告は、本件決定の送達を受けた。

(7) 異議の訴えの提起

原告は、令和6年10月17日、本件訴訟を提起した。（顕著な事実）

3 争点

- 20
- (1) 本件各通信は特定電気通信に当たるか（争点1）
 - (2) 被告の著作権が侵害されたことが明らかであるか（争点2）
 - (3) 本件各発信者情報は当該権利の侵害に係る発信者情報に当たるか（争点3）
 - (4) 本件各発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるか（争点4）

第3 争点に関する当事者の主張

- 25
- 1 争点1（本件各通信は特定電気通信に当たるか）について
（被告の主張）

ビットトレントは、不特定の他のピアからダウンロードの要求があれば、当該ピアに対して自動的にピースをアップロードするから、ビットトレントを利用して行われた本件各通信は、不特定の者によって受信されることを目的とする通信であり、「特定電気通信」（法2条1号）に当たる。

5 (原告の主張)

本件各通信は、本件各発信者と本件調査会社の二者間で行われる通信にすぎず、不特定の者によって受信されることを目的とする通信とはいえないから、「特定電気通信」（法2条1号）に当たらない。

2 争点2（被告の著作権が侵害されたことが明らかであるか）について

10 (被告の主張)

本件各発信者は、①別紙動画目録記載のIPアドレスの割当てを受けてインターネットに接続し、ビットトレントを利用して、本件ファイルを送信することができる状態に置き、これを送信可能化（著作権法2条1項9号の5イ又はロ）した上で、②同目録記載の各発信時刻に、本件各通信によって本件調査会社に本件
15 ファイルの全部又は一部（ピース）を送信し、ほかのビットトレントのユーザと共同して本件ファイルの全部を、又は単独で本件ファイルの一部（ピース）を、自動公衆送信（同項7号の2、9号の4）した。

本件再生試験において、本件各通信によってダウンロードされたピースについて、これらを再生することができ、本件動画の表現上の本質的特徴を直接感得す
20 ることができる。

したがって、本件各通信によって、被告の本件動画に係る著作権（公衆送信権）が侵害されたことは明らかである（法5条1項1号）。

(原告の主張)

本件各発信者が送信したピースが単体で再生可能であるとはいえず、また、再生試験報告書によっても、当該ピースが本件動画の表現上の本質的特徴を直接感得
25 できるものであるとはいえない。取り分け、本件情報1の154、2の2、7

1 及び107の通信に係る各ピースは申立人名称が映し出される1秒間の映像であり、表現としてありふれたものであるから、これらに表現上の創作性があるとはいえない。

5 また、①原告が行った意見照会に対して、14件に係る契約者が発信者でないと回答したこと、②一部の再生試験報告書の「日時」と別紙動画目録記載の「発信時刻」が相違していること等からすれば、本件調査の結果に信用性はなく、権利侵害に係る通信とは無関係の通信が検出された可能性を否定できない。

したがって、本件各通信によって、被告の著作権（公衆送信権）が侵害されたことは明らかであるとはいえない。

10 3 争点3（本件各発信者情報は当該権利の侵害に係る発信者情報に当たるか）について

（被告の主張）

15 (1) 送信可能化に該当する行為がされ、その後も自動公衆送信し得る状態が継続している以上、送信可能化に該当する行為が継続していると解すべきであるから、本件各通信は送信可能化に係る通信といえる。

また、本件各通信は、公衆によって直接受信されることを目的とした通信の送信に係るものであり、自動公衆送信に係る通信といえる。

したがって、本件各通信は権利侵害に係るものといえるから、本件各発信者情報は、「当該権利の侵害に係る発信者情報」（法5条1項柱書）に当たる。

20 (2) 原告は、本件情報1の181及び195が発信者情報であることを争うが、いずれも発信者の特定に資する情報であるから、発信者情報に当たる。

（原告の主張）

25 (1) 著作権法2条1項9号の5は、文言上、特定の時点の行為のみを対象とし、継続的な行為を想定していないことは明らかであるから、本件各通信は送信可能化に係る通信とはいえない。

また、前記1（原告の主張）と同様の理由から、本件各通信は、公衆によって

直接受信されることを目的とする通信の送信（著作権法2条1項7号の2）といえず、自動公衆送信に係る通信とはいえない。

したがって、本件各発信者情報は、「当該権利の侵害に係る発信者情報」（法5条1項柱書）に当たらない。

5 (2) 原告が行った意見照会に対し、本件情報1の181及び195に係る契約者から、契約者の販売先の回線を通じて情報発信したと思われるなどとして、発信者を特定できない旨の回答があったことからすれば、本件情報1の181及び195は、発信者の特定に資する情報であるとはいえず、発信者情報に当たらない。

10 4 争点4（本件各発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるか）について（被告の主張）

被告は、本件各発信者に対し、損害賠償を請求する準備をしているが、そのためには、本件各発信者情報の開示を受ける必要があるから、本件各発信者情報の「開示を受けるべき正当な理由がある」（法5条1項2号）といえる。

15 （原告の主張）

被告は、本件各発信者の故意又は過失を基礎づける事実について立証していないから、本件各発信者情報の「開示を受けるべき正当な理由がある」（法5条1項2号）とはいえない。

第4 当裁判所の判断

20 1 争点1（本件各通信は特定電気通信に当たるか）について

(1) 前記前提事実(3)のとおり、ビットトレントのネットワークにピアとして参加した端末は、目的のファイル又はピースを保有する他のピアとの間で通信を行い、当該ファイル又はピースのダウンロードを行うとともに、他のピアからの要求に応じて、自身が保有する当該ファイル又はピースをアップロードすることとなり、また、ファイルの全部ではなくピースをダウンロードした場合におい
25 ても、クライアントソフトが、トレントファイルに記録されたデータに基づ

き、完全な状態のファイルに復元するものとされている。

このようなビットトレントの仕組みに鑑みれば、本件各発信者は、本件各通信によって、本件ファイル又はそのピースを、ビットトレントのネットワークにおいてそのダウンロードを要求するピアのユーザという不特定の者の求めに応じて、これらの者に直接受信されることを目的として送信したというべきである。

したがって、本件各通信は、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信であり、「特定電気通信」（法2条1号）に該当する。

(2) これに対し、原告は、本件各通信は、本件各発信者と本件調査会社の二者間で行われる通信にすぎず、「特定電気通信」に該当しない旨主張するが、前記(1)のとおり、本件各通信は不特定の者によって受信されることを目的とする通信であると認められるから、採用することはできない。

2 争点2（被告の著作権が侵害されたことが明らかであるか）について

(1)ア 前記前提事実(4)並びに証拠（乙5、9、10、15、18ないし21、30、31、46、47）及び弁論の全趣旨によれば、本件ファイルは、本件動画を複製し、又は翻案したものであると認められるところ、本件各通信によって、本件ファイルを分割したデータであるピースが送信されているということが出来る。そして、本件再生試験により、本件ファイルを複製し、そのバイナリデータを加工して、対象となるピース及び動画の再生に必要なデータ（f t y p、m o o v）のみを残し、その余の情報を削除した上で、本件各通信によって送信されたピースを再生することができたと認められる。以上に加え、前記前提事実(3)のとおり、ビットトレントにおいては、ピースをダウンロードした場合においても、クライアントソフトが、トレントファイルに記録されたデータに基づき、完全な状態のファイルに復元するものとされていることに照らせば、本件再生試験の結果により、ビットトレントのネットワークにおいて本件各通信によって送信されたピースから、本件動画の表

現上の本質的な特徴を直接感得することができたものと認めることができる。
イ そして、前記1(1)及び弁論の全趣旨によれば、本件各発信者は、ビットト
レントのネットワークにおいて、本件ファイル又はそのピースを保有する他
のピアのユーザと共同して、本件ファイル又はそのピースを、そのダウンロ
ードを要求するピアのユーザという不特定の者によって直接受信されること
を目的として、当該ユーザからの求めに応じ自動的に送信しており、現に、
本件各通信によって、本件調査会社に本件ファイルのピースを送信したもの
と認められる。

10 そうすると、本件各通信は、公衆によって直接受信されることを目的とし
て無線通信又は有線電気通信の送信を行うものであり、かつ、これを公衆か
らの求めに応じ自動的に行ったものであるから、自動公衆送信に該当すると
いうことができる。

ウ 以上によれば、本件各通信によって、被告の本件動画に係る著作権（公衆
送信権）が侵害されたことが明らかである（法5条1項1号）。

15 (2)ア これに対し、原告は、本件各発信者が送信したピースが単体で再生可能で
あるとはいえず、再生試験報告書によっても、当該ピースが本件動画の表現
上の本質的な特徴を直接感得できるものであるとはいえないから、公衆送信権
が侵害されたことが明らかであるとはいえない旨を主張する。

20 しかし、仮にピース単体で再生可能でなかったとしても、前記のとおりダ
ウンロードされたピースが本件動画の一部を複製したものであることは動か
ない上、前記(1)ア及びイで説示したところに照らせば、当該ピースの送信を
もって、公衆送信権が侵害されたと評価することを妨げないものというべき
である。

25 イ また、原告は、①原告が行った意見照会に対して、14件に係る契約者が
発信者でないと回答したこと、②一部の再生試験報告書の「日時」と別紙動
画目録記載の「発信時刻」が相違していること等を理由として、本件調査の

結果に信用性はなく、権利侵害に係る通信とは無関係の通信が検出された可能性を否定できない旨を主張する。

しかし、上記①について、証拠（甲 2）を踏まえても、上記の回答内容は客観的な証拠によって裏付けられているものではなく、本件調査の結果の信用性を否定する根拠として十分とはいえない。

また、上記②について、証拠（乙 2 8）によれば、再生試験報告書に記載されている日時は飽くまで本件調査会社のハードディスクにピースファイルが書き込まれた日時であり、データをハードディスクに保存するには一定の時間を要する可能性があることは否定できないことからすれば、再生試験報告書に記載されている日時が本件各通信に係るタイムスタンプから遅れることについても合理的に説明が可能である。以上に加え、証拠（乙 5、1 8 ないし 2 1、4 6、4 7）及び弁論の全趣旨によれば、本件再生試験の対象とされたピースのハッシュ値（トレントファイルに含まれるメタデータであり、他のピアから受け取るピースの正当性を確認するデータであるインフォハッシュ）は本件各通信に係るピースのハッシュ値と合致しており、このハッシュ値で特定されるピースが本件ファイルの一部を構成していることは前記前提事実(4)のとおりであり、このことは、本件調査会社が行った検証において、ダウンロードしたピースのうち上記の日時の相違が生じているものと本件ファイルのバイナリデータが一致したこと（乙 4 1 ないし 4 5）によっても裏付けられているというべきである。

その他本件全証拠によっても、ほかに本件調査の結果の信用性や通信の同一性を疑うべき事情は認められない。

ウ したがって、原告の前記各主張は採用することができない。

3 争点 3（本件各発信者情報は当該権利の侵害に係る発信者情報に当たるか）について

(1) 前記 2 で認定、説示したとおり、本件各通信によって、本件ファイルのピー

スが自動公衆送信され、被告の本件動画に係る著作権（公衆送信権）が侵害されたことは明らかであるところ、本件各発信者情報は、本件各通信に係る発信時刻及びIPアドレス等を特定したものである（前記前提事実(4)）から、「当該権利侵害に係る発信者情報」（法5条1項柱書）に該当するものと認められる。

5 (2) 原告は、本件各通信は、本件各発信者と本件調査会社の二者間で行われる通信にすぎず、公衆によって直接受信されることを目的とするものではないから、自動公衆送信に係る通信とはいえない旨主張するが、前記1のとおり、本件各通信は、不特定の者に直接受信されることを目的として送信する行為であるから、採用することはできない。

10 また、原告は、原告が行った意見照会に対し、本件情報1の181及び195に係る契約者から、契約者の販売先の回線を通じて情報発信したものであるなどとして、発信者を特定できない旨の回答があったことからすれば、本件情報1の181及び195は発信者情報に当たらない旨主張するが、証拠(甲3)を踏まえても、上記の回答内容は客観的な証拠によって裏付けられている
15 ものではないこと等からすれば、採用することができない。

4 争点4（本件各発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるか）について
弁論の全趣旨によれば、被告は、本件各発信者に対し、本件動画に係る被告の著作権が侵害されたことを理由として、不法行為に基づく損害賠償請求をする予定であることが認められ、そのために、本件各発信者情報の開示を受ける必要があるといえるから、被告には、本件各発信者情報の「開示を受けるべき正当な理由がある」（法5条1項2号）と認められる。
20

原告は、本件各発信者の故意又は過失について立証されていないことを主張するが、法5条1項に基づく発信者情報の開示は、発信者に故意又は過失があることを要件とするものではないから、採用することはできない。

25 第5 結論

よって、原告に本件各発信者情報の開示を命じた本件決定は相当であるから、

これを認可することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

裁判長裁判官 高 橋 彩

5

裁判官 西 山 芳 樹

10

裁判官 瀧 澤 惟 子

(別紙省略)